



県章

滋賀県公報

令和6年（2024年）
12月24日
第575号
火曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告示	
道路の供用開始（道路保全課）	1
○ 公告	
県営土地改良事業計画の変更後の概要公告（耕地課）	1
公共測量実施公告（監理課）	1
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（住宅課）	2
落札者決定の公告（道路整備課）	2
○ 健康福祉事務所告示	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（高島）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地変更の届出（湖東）	3
○ 雑報	
一般競争入札の公告	3

告示

滋賀県告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
この関係図面は、令和6年12月24日から令和7年1月14日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月24日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
守山栗東線	守山市播磨田町細畑705番161地先から 守山市播磨田町細畑1052番2地先まで	令和7.1.6 9時	L=27.1m

公告

県営土地改良事業計画の変更後の概要公告

県営小倉地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業）につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年12月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 公告書類 県営小倉地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業）変更計画概要書
- 公告期間 令和6年12月24日から令和7年1月7日まで
- 掲示場所 東近江市役所農林水産部農村整備課

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年12月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 大津市八屋戸、和邇北浜、和邇中浜、和邇南浜、和邇今宿
- 3 作業の期間 令和6年12月20日から令和7年3月26日まで

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和6年12月24日

滋賀県知事 三日月 大造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
愛知郡愛荘町豊満491番5 株式会社スリーエー 代表取締役 竹山圭司	愛知郡愛荘町愛知川字渕ノ下1166番 外4筆	5,450.85㎡	令和6.12.17	6585

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和6年12月24日

滋賀県知事 三日月 大造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
蒲生郡竜王町大字小口3番地 竜王町長 西田秀治	(1工区) 蒲生郡竜王町大字綾戸1045番の一部、1046番の一部、1047番の一部、1048番の一部、1049番の一部、1050番の一部、1051番の一部、1052番の一部、1053番の一部、1055番の一部、1062番の一部、1068番の一部、1069番の一部、1070番の一部、1071番の一部、1072番、1073番、1074番の一部、1075番の一部、1095番の一部、1096番の一部、1097番の一部、1098番の一部、1099番の一部	30,678.50㎡	令和6.12.17	6586

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和6年12月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 工事名 令和 6 年度 第 A706－5 号 杉本余呉線補助道路整備工事
工事場所 長浜市木之本町杉本ほか
工事概要 施工延長 1,685m、トンネル工 1,500m（N A T M工法、内空断面積45.466㎡）
明かり部道路工 一式、仮設工 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県土木交通部監理課審査契約係 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077－528－4116
- 3 落札者を決定した日 令和 6 年10月23日(水)
- 4 落札者の氏名および住所 竹中土木・T S U C H I Y A ・高島欽建建設工事共同企業体 （代表者）株式会社竹中土木滋賀営業所 大津市京町四丁目 5 番23号
- 5 落札金額 7,306,679,600円（税込み）
- 6 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和 6 年 7 月 2 日(火)

健康福祉事務所告示

滋賀県高島健康福祉事務所告示第 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和 6 年12月24日

滋賀県高島健康福祉事務所長 時 田 美 和 子

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
みんなのヘルパー	高島市鴨1342番地 1	合同会社エルブイアール	高島市新旭町熊野本一丁目 9 番地 9	居宅介護	令和 7 . 1 . 1	2512200441

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から事業所の所在地変更の届出があった。

令和 6 年12月24日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 平 野 雅 穂

事業所の名称	事業所の旧所在地	事業所の新所在地	名称	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	変更年月日
ケアサポート和み	彦根市本町一丁目 9－24フイオーレ本町 2 F C	彦根市西沼波町21エコーレ館 3 F	株式会社コネクト	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	2510200815	令和 6 . 12 . 1
居宅介護事業所なつめケアサポート	犬上郡甲良町大字尼子1326	彦根市平田町 578－8 シエル 202号	合同会社K I T A G A W A ケアサービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2511800167	令和 6 . 12 . 1

雑 報

一般競争入札の公告

滋賀県道路公社（以下「公社」という。）が管理する有料道路等の令和 7 年度から令和11年度までにおける料金徴収等業務の委託契約について、次のとおり一般競争入札を行うので、滋賀県道路公社会計規程（以下「会計規程」という。）第82条の 2 の規定により次のとおり公告する。

令和6年12月24日

滋賀県道路公社理事長 嶋 寺 源 一

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称 令和7年度～令和11年度琵琶湖大橋有料道路の料金徴収事務および道路維持業務委託
- (2) 委託業務の内容 別途配付する仕様書による。
- (3) 委託期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- (4) 主な履行場所 琵琶湖大橋有料道路料金所(守山市今浜町2539)

2 競争参加資格 競争参加希望者は、競争参加資格確認申請の日(以下「申請日」という。)において、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - (2) 次のアからカまでの要件に該当する者でないこと。
 - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - オ 銀行取引停止処分がなされている者
 - カ 入札説明書に別に定める基準において、この委託業務を履行するに足る経理的基礎を有しないと判断される者
 - (3) 次のアからオまでの要件に該当する者でないこと。
 - ア 役員等(この入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。))が個人である場合にはその者を、法人または有限責任事業組合(以下「法人等」という。)である場合にはその法人等の役員もしくは組合員または組合員の役員をいい、入札参加希望者からこの入札に係る公社との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者
 - イ 法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - (4) 申請日以前から継続して、滋賀県内に本社、営業所もしくは支店を有する法人等または滋賀県内の市町に住民票および営業の本拠地がある個人であること。
 - (5) 滋賀県税に未納がない者であること。
 - (6) 消費税および地方消費税に未納がない者であること。
 - (7) 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)に基づく有料道路または道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づく一般自動車道のいずれかの料金徴収事務(以下「有料道路の料金徴収事務」という。)を、自らまたは契約の当事者として行った実績を、平成28年4月1日から申請日までの間に1年間以上有する者であること。ただし、その有料道路の料金徴収事務は、料金徴収事務を行う者(以下「料金徴収員」という。)による現金での徴収事務およびE T C無線通行を導入している料金所の事務をいう。
 - (8) 料金徴収員の管理監督者として、料金徴収事務取扱責任者または副責任者を、琵琶湖大橋有料道路料金所に専任で常時配置できる者であること。ただし、配置する料金徴収事務取扱責任者および副責任者は、仕様の要件をみたす者であること。
 - (9) 平成26年4月1日から申請日までの間において、競争参加希望者の責に帰すべき事由により、公社から契約解除をされたことがない者であること。
- ### 3 競争参加資格等の確認
- (1) 入札参加希望者は、2に掲げる競争参加資格を有することを証するため(2)の競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、滋賀県道路公社理事長から競争参加資格の有無についての確認を受けなければならない。

- (2) 入札参加希望者は、令和 6 年 12 月 24 日（火）から令和 7 年 1 月 14 日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日および令和 6 年 12 月 30 日（月）から令和 7 年 1 月 3 日（金）までを除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、申請書に指定資料を添付のうえ次に示す場所へ提出すること。なお、申請書その他の様式は入札説明書に添付している。

滋賀県道路公社道路部経営企画課 〒520-0807 大津市松本一丁目 2 番 1 号 電話 077-524-0141

- (3) 入札参加資格の有無を確認した者へ、令和 7 年 1 月 24 日（金）までに競争参加資格確認結果通知書を郵送にて通知する。なお、期日までに申請書を提出しない者または競争参加資格がないと認められた者については、この入札に参加できない。

4 入札執行の日時および場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書および仕様書の交付場所ならびに問合せ先は次のとおりとする。なお、郵送による交付は行わない。

滋賀県道路公社道路部経営企画課 〒520-0807 大津市松本一丁目 2 番 1 号 電話 077-524-0141

- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書および仕様書の交付期間 令和 6 年 12 月 24 日（火）から令和 7 年 1 月 14 日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日および令和 6 年 12 月 30 日（月）から令和 7 年 1 月 3 日（金）までを除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

- (3) 入札説明会の日時および場所 行わない。

- (4) 入札執行の日時および場所 令和 7 年 2 月 18 日（火）午後 2 時 大津市松本一丁目 2 番 1 号 滋賀県道路公社会議室（大津合同庁舎 4 階）

5 入札の方法等

- (1) 入札の執行については、公社会計規程第 82 条の 2 により準用する滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）（以下「県財務規則」という。）の規定によるものとする。

- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) その他詳細は、入札説明書による。

6 保証金

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金は落札金額の 10% 以上を納付すること。

7 契約書作成の要否 要

8 郵便による入札の可否 否

9 最低制限価格 設ける。なお、最低制限価格未満の価格で入札した者は失格とする。

10 入札の無効

- (1) 会計規程第 82 条の 2 により準用する県財務規則第 199 条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) その他、入札説明書に定めた無効とする場合の要件に該当する入札

11 落札者の決定方法 3 (3) により競争参加資格を有する者である旨の通知を受けた入札参加者が提出した有効な入札書のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

12 その他必要事項

- (1) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを辞退することはできない。
- (2) 3 (3) により競争参加資格を有する者である旨の通知を受けた入札参加者が提出した有効な入札書のうち、予定価格の制限の範囲内での入札が無いときは、引き続いて再度の入札を行うことがある。なお、失格した者または無効な入札を行った者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 一度提出した入札書は、書換え、引換えまたは撤回をすることができない。
- (4) 落札者は、落札決定の日から起算して 7 日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。

